

8・3・4 路床、路盤材料及びアスファルト合材の品質管理

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
	施工	CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
凍上抑制層	材料	現場密度の測定 又は飽和度の測定 (粘質土)	最大粒径≦53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 第Ⅲ章 7-2 6021	最大乾燥密度ρ _{dmax} の (路床) 85%以上 (路床) 90%以上 又は、設計図書による。	・路体: 1,000m ³ につき 1 回の割合で行う。但し、5,000m ³ 未満の工事は 1 工事当り 3 回以上。 (1 回とは 1 穴の試験である。) ・路床: 500m ³ につき 1 回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は 1 工事当り 3 回以上。 (1 回とは 1 穴の試験である。)	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。	
	施工	突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 付表 4	設計図書による。	採取地毎に 1 回行う。		
凍上抑制層	材料	現場密度の測定	付表 4	90%以上	試験 500m ³ に 1 回、1,500m ³ 未満は 3 回、3 回以上。	砂、火山灰については球体落下試験による。	
	施工	球体落下試験	付表 4	火山灰 D=6.0cm 以下 砂(シルト分 2%未満) D=9.7cm 以下 砂(シルト分 2%以上) D=8.3cm 以下	500m ³ につき 1 回の割合で行う。1 回の測定個数は 10 個とし、上限、下限の各 2 個を取り除き 6 個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によることかできない場合は、試験に適用する。なお、試験施工により D 値を求めるときは、この規格値を適用しない。	

変更なし。

※ 土工、凍上抑制層について、連続する掘削面積が 50m² 以下 (ただし、給水管継替等の小規模工事を含まない。) の工事は、「共通仕様書」Ⅱ. 土木工事施工管理基準「1. 施工管理一般」1-8-3 品質管理(2)を準用し、監督員と協議すること。

※ 下層路盤、アスファルト舗装について、同一断面あたり舗装面積 50m² 以下は、「共通仕様書」Ⅱ. 土木工事施工管理基準「1. 施工管理一般」1-8-3 品質管理(2)を準用し、監督員と協議すること。

※ 土工の必修試験である「ブルーローリング」については、一般的に水道工事は掘削幅が狭小であることから当該試験の実施は不適切と判断し、除外する。
注 1. この他の試験項目に係るものは、「共通仕様書」Ⅱ. 土木工事施工管理基準「3. 品質管理基準及び規格値(土木)」によるものとする。

8・3・4 路床、路盤材料及びアスファルト合材の品質管理

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表等による確認
土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)	現場密度測定に必要なら乾燥密度ρ _{dmax} を求めたための試験である。	
	施工	現場密度の測定又は飽和度の測定(粘質土)	最大粒径≦53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 第Ⅲ章 7-2 6021	最大乾燥密度ρ _{dmax} の (路床) 83%以上 (路床) 90%以上 又は、設計図書による。	・路体: 1,000m ³ につき 1 回の割合で行う。但し、5,000m ³ 未満の工事は 1 工事当り 3 回以上。 (1 回とは 1 穴の試験である。) ・路床: 500m ³ につき 1 回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は 1 工事当り 3 回以上。 (1 回とは 1 穴の試験である。)	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。	
凍上抑制層	材料	突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 付表 4	設計図書による。	採取地毎に 1 回行う。	現場密度測定に必要なら乾燥密度ρ _{dmax} を求めたための試験である。	
	施工	現場密度の測定	付表 4	最大乾燥密度ρ _{dmax} の 90%以上	試験 500m ³ に 1 回、1,500m ³ 未満は 3 回、3 回以上。	砂、火山灰については球体落下試験による。	
凍上抑制層	材料	現場密度の測定	付表 4	火山灰 D=6.0cm 以下 砂(シルト分 2%未満) D=9.7cm 以下 砂(シルト分 2%以上) D=8.3cm 以下	500m ³ につき 1 回の割合で行う。1 回の測定個数は 10 個とし、上限、下限の各 2 個を取り除き 6 個の平均値とする。	砂、火山灰等で現場密度の測定によることかできない場合は、試験に適用する。なお、試験施工により D 値を求めるときは、この規格値を適用しない。	
	施工	球体落下試験	付表 4				

変更なし。

※ 土工、凍上抑制層について、連続する掘削面積が 50m² 以下 (ただし、給水管継替等の小規模工事を含まない。) の工事は、「共通仕様書」Ⅱ. 土木工事施工管理基準「1. 施工管理一般」1-8-3 品質管理(2)を準用し、監督員と協議すること。

※ 下層路盤、アスファルト舗装について、同一断面あたり舗装面積 50m² 以下は、「共通仕様書」Ⅱ. 土木工事施工管理基準「1. 施工管理一般」1-8-3 品質管理(2)を準用し、監督員と協議すること。

※ 土工の必修試験である「ブルーローリング」については、一般的に水道工事は掘削幅が狭小であることから当該試験の実施は不適切と判断し、除外する。
※ 土工の必修試験である「CBR 試験(路床)」については、道路新設時に必要となる試験であり、道路旧工事には必要と判断されるため、除外する。

注 1. この他の試験項目に係るものは、「共通仕様書」Ⅱ. 土木工事施工管理基準及び規格値(土木)」によるものとする。

文章の追加と削除